〇平成二十三年総務省告示第二百七十八号(登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行 う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)の一部改正案 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改正案		現行			
第1 無線局(船舶局及び船舶地球局を除く。)の検査実施要領 1 (略) 2 法第60条の時計及び備付書類等		第 1 無線局(船舶局及び船舶地球局を除く。)の検査実施要領 1 (略) 2 法第 60条の時計及び備付書類等			
検査の項目	具体的な検査の実施方 法等	検査の成績	検査の項目	具体的な検査の実施方 法等	検査の成績
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 備付書類			2 備付書類		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 その他の書類 免許申請書の添 付書類の写し、変更 申請書の添付書類 の写し及び変付書類 の写し人(包括免許 に係る特定無線局 にあっては、法第 27条の6第3項の 届出書の写し)	備付けの有無の適否 を調べる。 なお、当該書類が電磁 的方法により記録され たものであるときは、当 該書類を表示できる 付けの電子計算機その 他の機器により表示し て調べる。	備付けの 有無が を の し は と は さ に さ い さ さ い さ さ い さ 、 で る 。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	③ その他の書類 免許申請書の添 付書類の写し、変更 申請書の添付書類 の写し及び変更の 届出書の添付書類 等の写し	備付けの有無の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる機合の電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの 有無規な し注 し注 で で で で さ い さ さ さ い さ さ さ う 。 し き っ 。 っ 。 っ 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。

### 注 (略)

- 3 無線設備等
- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認 (包括免許に係る特定無線局の場合を除く。)

#### (表略)

一の二 法第二十七条の六第三項の届出書に記載された内容の事 実の確認(包括免許に係る特定無線局の場合に限る。)

2		
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 <u>届出者の氏名</u> <u>又は名称並びに</u> <u>住所</u>	届出書の写しにより、そ の記載事項を照合し、確認 する。	相違すると きは、「不可」 とする。
<u>2</u> 無線設備の設 置場所	無線設備の設置場所を届 出書の写しと照合し、確認 する。	相違すると きは、「不可」 とする。
3 送信可能な電 波の型式及び周 波数	それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を届出書の写しと照合し、確認する。	相違すると きは、「不可」 とする。
4 送信設備の 製造番号及び 技術基準適合 証明番号又は 工事設計認証	送信設備ごとに製造番号 及び技術基準適合証明番号 又は工事設計認証番号を届 出書の写しと照合し、確認す る。	相違すると きは、「不可」 とする。

#### 注 (略)

- 3 無線設備等
- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

(表略)

<u>番号</u>		
5 空中線系	空中線系ごとに、空中線 の型式、構成、高さ、偏波 面、位置、指向方向、給電 線(空中線共用装置を含 む。)について、届出書の写 しと対比照合し、確認する。	相違すると きは、「不可」 とする。
6 電源設備	電源設備の区分(補助電源又は予備電源、非常電源、発動発電機及び蓄電池を含む。)ごとに届出書の写しと照合し、確認する。	相違すると きは、「不可」 とする。

# 二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成 績
(略)	(略)	(略)
5 空中線 電力	1~6 (略) 7 空中線電力の指定(包括免許に係る特定無線局にあっては、届出)に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあっては、その間に挿入されるろ波器や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。 8 (略)	許容値 を超きする。 とする。
(略)	(略)	(略)

## 二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成 績
(略)	(略)	(略)
5 空中線 電力	1~6 (略) 7 空中線電力の指定に係る箇所と実際 に測定を行う箇所が相違するものに あっては、その間に挿入されるろ波器や 高周波減衰器等の損失又は減衰量を併 せて記載する。 8 (略)	許超き を と 「 と する。
(略)	(略)	(略)

注 1 ~ 3 (略)	注 1 ~ 3 (略)
三 (略)	三 (略)
第二 (略)	第二 (略)